

## 全喪届に係る事務処理の適正化

## 全喪届の総点検の実施

適用事業所に該当しなくなった場合の届出（全喪届）に係る事務処理の適正化を進めるにあたり、平成16年1月から9月末までに届け出られた全喪届について、喪失原因、添付書類、実地調査の有無等について総点検を実施。

【平成16年9月】

※ 実施結果（1次報告）については、別添参照。

（参考）これまでの取り組み

- 健康保険法施行規則の一部改正により、適用事業所に該当しなくなった場合の届出を規定。あわせて、その旨を証する書類の添付を義務化。【平成15年4月～】
- 各社会保険事務局・事務所に対し、解散や休業を理由とする全喪届を受け付けるに際しての調査確認方法を指導。【平成15年11月に通知を發出】

( 別 添 )

平成 16 年 11 月 29 日  
報 道 発 表 資 料

適用事業所に該当しなくなった場合の届出の適正化に  
向けた取組について (実施結果・1次報告)

標記については、本年中 (平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日まで) に届出られた全喪届について、地方社会保険事務局長に対する平成 16 年 9 月 24 日付事務連絡によって、喪失原因、添付書類、実地調査の有無等について総点検を実施したところであるが、その実施結果 (1次報告) 及び概要については別紙のとおりである。

なお、現在調査を実施している 6,160 件については、調査が完了次第、結果を公表する予定である。

## 全喪届の処理状況等について（全国計）

## 1. 処理件数等（対象：平成16年1月1日受付～平成16年9月末日受付）

合計		全喪の原因					
全喪届処理（提出）事業所数	39,673	解散	休業	合併	認定全喪	その他	
		16,538	8,594	3,465	1,412	9,664	
添付書類の種類	①雇用保険適用事業所廃止届事業主控の写	8,144	4,934	1,588	460	22	1,140
	②解散登記の記載がある登記簿謄本の写	6,034	4,981	87	836	14	116
	③法人税・消費税異動届の写又は給与支払事務所等の廃止届の写	1,597	502	865	82	1	147
	④休業等の確認ができる情報誌、新聞等の写	1,742	728	191	191	61	571
	⑤事業廃止等を議決した取締役会議事録の写	6,027	1,970	3,219	213	11	614
	⑥その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類	16,129	3,423	2,644	1,683	1,303	7,076
保険料関係	⑦全喪時に滞納となっていた保険料無	31,415	13,430	5,904	3,398	363	8,320
	⑧全喪時に滞納となっていた保険料有	8,258	3,108	2,690	67	1,049	1,344

※ 全喪届処理（提出）事業所数=①+②+③+④+⑤+⑥=⑦+⑧

## 2. 全喪時の被保険者数（対象：上記1の事業所）

被保険者数	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21人以上	合計
事業所数	16,600	7,427	3,645	2,236	1,306	2,944	1,729	1,990	37,877

※ 全喪年月日が資格喪失年月日である被保険者

## 3. 実地調査等の実施件数（対象：上記1の事業所のうち添付書類のない事業所及び滞納事業所等、調査が必要と判断したもの）

	合計	事業所への立入	事業所外部からの確認	その他（文書の送付等）
実地調査等を実施した事業所数	4,581	1,092	1,896	1,593

## 4. 実地調査等の結果（対象：上記3の事業所）

	合計	全喪取消	新規適用	未対応（調査継続中）
適正な届出を確認	4,313			
事業を継続又は再開等	47	4	8	35
再調査が必要	221			

## 5. 今後、実地調査等が必要である事業所数

6,160 事業所

※ 上記1のうち、主に⑤、⑥で第三者の確認がない等により、あらためて調査が必要としたもの。（上記3で実地調査等を実施したものを除く。ただし、上記4で再調査が必要とされたものを含む。）

## 実施結果の概要

### 1 処理件数等

#### (1) 全喪届処理（提出）事業所数

39,673 件（平成 16 年 1 月 1 日～平成 16 年 9 月 30 日）

#### (2) 全喪の原因（主な事由）

- ・ 解散 16,538 件 約 42%
- ・ 休業 8,594 件 約 22%
- ・ その他 9,664 件 約 24%

※ 「その他」の主なものは、次の理由によるもの。

- ・ 郵政公社の郵便局の非常勤職員等の管理がブロックに統合されたことによるもの。  
（※ 郵政公社の正規職員は、共済組合加入。）
- ・ 常時使用される者（被保険者）が 0 人となったことから適用事業所でなくなったもの。
- ・ 任意適用事業所が認可を受けて適用事業所でなくなったもの。

#### (3) 添付書類（主な事由）

- ・ 雇用保険適用事業所廃止届事業主控の写 8,144 件 約 21%
- ・ 解散登記の記載がある登記簿謄本の写 6,034 件 約 15%
- ・ 事業廃止等を議決した取締役会議事録の写 6,027 件 約 15%
- ・ その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類 16,129 件 約 41%

※「その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類」の主なものは、破産決定通知書、営業譲渡契約書、合併関係書類、医療法人の廃止届、個人事業主の死亡届等。

### 2 全喪時の被保険者数

全喪時の被保険者数欄における事業所数（37,877 件）と前記 1 全喪届処理（提出）事業所数（39,673 件）との差は、全喪の原因が、常時使用される者（被保険者）が 0 人となったことから適用事業所でなくなった事業所である。

### 3 実地調査等の実施件数及び結果

4,581 件（今回の給点検に伴い報告時までには実施したものを含む。）

(1) 4,313 件（約 94%）は適正な届出であること確認した。

(2) 事業を継続又は再開等を確認した件数は 47 件であり、そのうち 4 件については全喪取消、8 件については新規適用を行っている。

なお、未対応となっている 35 件については、常時使用される者（被保険者）の有無等について現在調査中である。

(3) 再調査が必要な件数は 221 件であり、今後調査することとしている。

### 4 今後、実地調査等が必要である事業所数

「事業廃止等を議決した取締役会議事録の写」及び「その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類」等、第三者の確認がない等により、あらためて実地調査が必要と判断した「6,160 件」については、現在調査を実施している。